

＜返戻金制度＞

求職者が入社後、明らかに当該求職者の責により求人者から解雇された場合、および求職者が自己都合によって退職した場合は

- ① 入社前の内定辞退の場合、紹介手数料の100%（消費税別）を返還
- ② 入社後1ヶ月以内の場合、紹介手数料の80%（消費税別）を返還
- ③ 入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内の場合、紹介手数料の50%（消費税別）を返還